		行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類
（略）	（略）	

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十四条　法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。

附　則

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

		行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第一項第一号及び第二号に掲げる書類
（略）	（略）	

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十四条　法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。

告　　示

○内閣府告示第三千五十六号

平成二十三年内閣府告示第十四号（公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から施行することとしたので、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
文部科学省日本学士院（図書室）	東京都台東区上野公園七の三一	文部科学省日本学士院（図書室）	東京都台東区上野公園七の三一
文化庁長官官房政策課国立近現代建築資料館	東京都文京区湯島四の六の一五	［同上］	
［略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

○内閣府告示第三千五十七号

平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から施行することとしたので、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
国立大学法人名古屋大学附属図書館国際機構図書室	愛知県名古屋市千種区不老町	国立大学法人名古屋大学附属図書館国際機構図書室	愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ	愛知県名古屋市千種区不老町	［同上］	
［略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			